

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院理事会 規程

平成 28 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款（以下「定款」という。）第 20 条（規程への委任）の規定により理事会に関し必要な事項を定めるものとする。

(議事等)

第 2 条 定款第 13 条第 4 号に規定する理事会が定める重要な予算の執行に関する事項は、1 億円以上の工事、修繕及び医療機器の購入に関する契約の締結に関する事項とする。

2 定款第 13 条第 7 号に規定する理事会が定める重要事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院がその当事者である不服申立て、訴えの提起、和解、斡旋、調停及び仲裁に関する事項。ただし、医療事故その他の院内事故に起因する和解、斡旋、調停及び仲裁に関する事項で急を要するもの、支払督促申立に対する異議申立による訴えの提起及び和解に関する事項並びに理事会の議決により指定したものを除くものとし、理事長はこれを専決処分したときは、理事会に報告しなければならない。

(2) 法律上その義務に属する 1 件 500 万円以上の損害賠償の額の決定に関する事項

(3) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項

(開催)

第 3 条 理事会は、原則として月 1 回開催するものとし、必要に応じ臨時に開催する。ただし、やむを得ない場合は、書面による報告及び議決によって開催に代えることができる。

2 理事会の議案に付議すべき事項は、あらかじめ理事会の構成員に通知するものとする。ただし、その暇がない場合は、この限りでない。

(議事録)

第 4 条 議長は、理事会の議事について議事録を作成しなければならない。

(庶務)

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院理事会規程

第5条 理事会の庶務は、主管部署が行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。